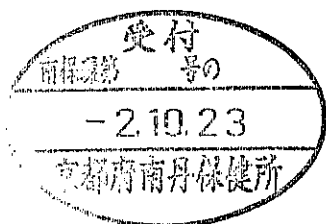


（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2020年 10月 23日

京都府南丹保健所長 宛



提出者

住 所 静岡県富士市今泉700番地の1

氏 名 ジャトコ株式会社代表取締役社長 中塚 晃章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0771-43-2232

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジャトコ株式会社 八木地区
事業場の所在地	京都府南丹市八木町室橋山田10番地の1
計画期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送機械器具製造業（日本標準産業分類番号 3113）
②事業の規模	39828.3百万円（八木地区の製造品出荷額）
③従業員数	606名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙を参照願います。

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書 の [集 計 用 シ ー ト]

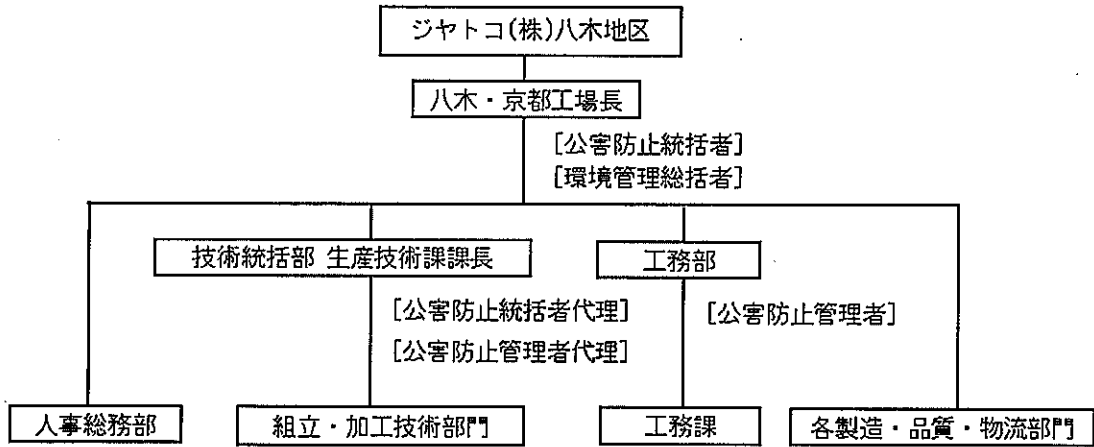
・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物の種類」欄に、品目を記載してください。
 ・行が不足すれば、適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら資源再生利用した量(t)		③ 自己燃焼施設又は埋却処分した量(t)		④ 自ら中間処理した量(t)		⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)		⑥ 自ら中間処理した後の焼却量(t)		⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)		⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)		⑨ 自ら中間処理した後埋却処分又は海洋投入処分した量(t)		⑩ 委託及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)		⑪ 委託先による区分										⑫ ⑩から再生利用を行った量(t)		⑬ ⑩から埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)					
	最終事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量		①の量のうち、中間処理をせず資源再生利用した量		③の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		④の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の種類ごとの中間処理前の量		⑤の量のうち熱回収を行った量		⑥の量のうち焼却を行った後の量		⑦の量から⑧の量を差し引いた量		⑧の量のうち、自ら利用し又は他人に売却した量		⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量		中間処理及び最終処分を委託した量		⑪のうち、処理業者への委託委託量(⑪-⑫)		⑪のうち、特定無届収集施設等である処理業者への委託委託委託量		⑪のうち、特定無届収集施設等以外の処理業者への委託委託委託量		⑪のうち、委託して焼却等の中間処理した量(⑪-⑫を除く)		⑪のうち、委託して焼却等の中間処理して埋却処分した量		⑪のうち、自己燃焼施設等への委託委託委託量		⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)		⑬の量と⑭の量を合計したもの(自動計算)			
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標				
廃油(引火性)	0	0.005														0	0.005	0	0.005																			
炭酸(特管)	0.002	0.002														0.002	0.002	0.002	0.002																			
洗アルカリ(特管)	431	348														431	348	431	348																			
感染性廃棄物																																						
廃PCB等																																						
廃石棉等																																						
廃油(特定有害)																																						
汚泥(特定有害)																																						
合計	431	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	431	348	431	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1)「-」未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t
(これまでに実施した取組) 濃縮装置の配管清掃による濃縮倍率維持		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t
(今後実施する予定の取組) 濃縮装置の配管清掃による濃縮倍率維持 20年上期実績+(19年下期実績原単位×計画台数)より算出		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) 特に無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特に無し	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の、現地処理業務定期監査	

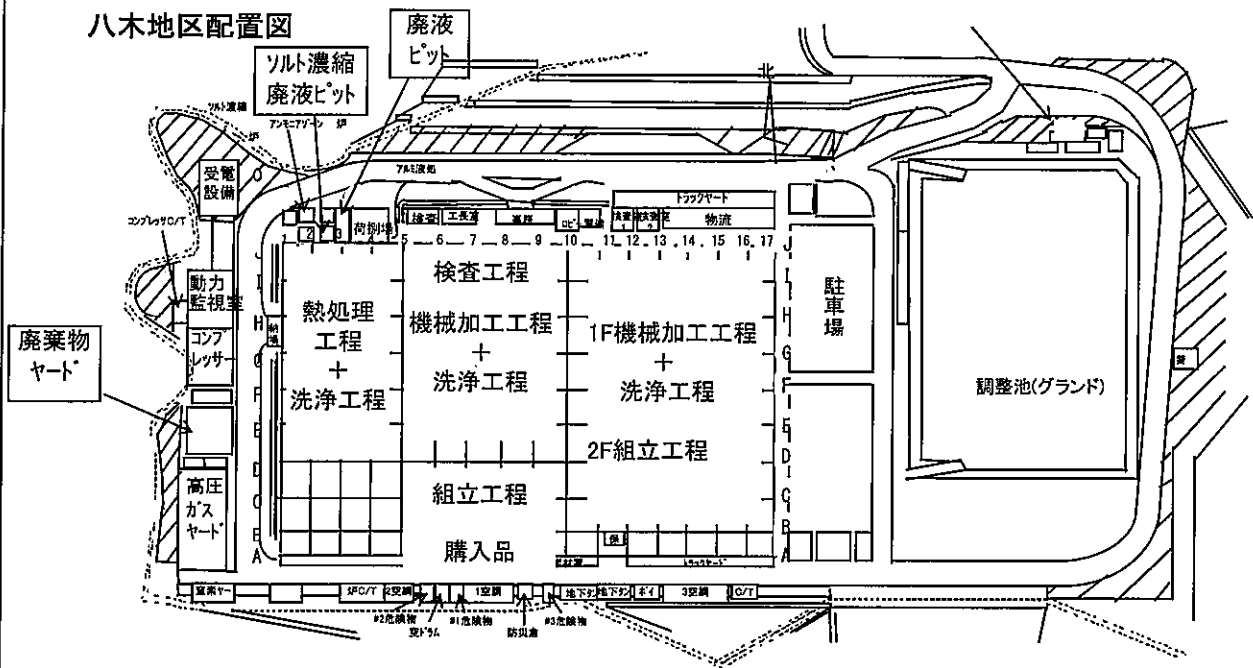
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の、現地処理業務定期監査の継続		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2019年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	431 t
(今後実施する予定の取組等) 特に無し		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

工場配置図(建設業除く)

八木地区配置図



廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
熱処理工程	廃アルカリ(ソルト濃縮廃液)
検査	廃酸(エッチング廃液)
購入品	引火性廃液(塗料)

(2) 事業場内処理フロー

廃アルカリ(ソルト廃液)	→ 濃縮装置	→ ソルト廃液濃縮ピット	→ 業者委託
廃酸(エッチング廃液)	→	保管庫	→ 業者委託
引火性廃油(塗料)	→	屋内貯蔵庫	→ 業者委託